

令和8年度 商業振興活動支援事業補助要綱

(目的)

第1条 商店街を会場にその賑わいの創出や活性化を図るために実施するイベント等の事業に対して、予算の範囲内において、その開催経費の一部を補助し、市内商業と商店街の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる団体は、次の各号いずれかに該当する団体とする。

- (1) 日立市内の商店街振興組合
- (2) 日立市内の事業協同組合
- (3) 日立市内の任意の商店街組織（商店会）
- (4) 複数の商工会議所会員事業所で構成された実行委員会等の組織

※組織の代表を含め構成員の半数以上が商工会議所会員事業所であり、総会の実施、規約の設置等がされていること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、商業及び商店街の活性化に貢献すると認められる商業活動事業であって、販売促進事業、商品開発、イベント等の活動とする。ただし、次の各号に掲げる収入があるときは対象外とする。

- (1) 国又は県の補助金、負担金、交付金等
- (2) この補助金以外の日立商工会議所及び日立市の補助金、負担金、交付金等
- (3) 日立市の補助金、負担金、交付金等の交付を受けている団体からの補助金、負担金、交付金等

2 補助対象とする事業の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施した事業とする。

ただし、社会福祉活動、コミュニティの推進を主とする事業は対象外とする。

3 主催者以外の事業者を出店募集するイベントの場合は、その半数が日立市内事業者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に規定するイベント事業に要する経費のうち、会議費、借料、消耗品費、通信運搬費、広報費、外注費、雑役務費、その他商業部会議員協議会で必要と認められた経費とする。※資産の保全向上に該当するものは対象外。

2 補助対象経費は、第3条2項に定める期間中に代金の支払いが完了する経費とし、別紙経費支出基準によるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1事業につき補助対象経費の3分の2以内。ただし、**15万円を限度**とする。
 - (2) 出展料、参加費等の収入がある場合は、収入金額に本補助金を加えた額が、対象事業に要する総経費の額を超えることはできない。
 - (3) 同一団体が複数の事業を実施する場合は、1団体につき1年度内に2回までとする。
ただし、同一事業での申請はできない。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を、日立商工会議所に提出しなければならない。

- (1) 商業振興活動支援事業補助申請書（様式1）
- (2) 商業振興活動支援事業計画書（様式2）
- (3) 商業振興活動支援事業予算書（様式3）
- (4) 組織構成がわかるもの（構成員名簿、規約）

(補助金の交付決定)

第7条 申請者から前条の規定に基づく補助金の申請があった場合は、日立商工会議所商業部会議員協議会においてその内容を審査し、補助することが適当と認められる場合は、補助金交付通知書により通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第8条 補助金交付通知書を受けた団体が事業を完了したときは、次の各号に掲げる書類を速やかに日立商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式4）
- (2) 事業決算報告書（様式5）
- (3) 収支を証する書類の写し（請求書、支払調書、領収書、該当品・成果物の写真）
- (4) 事業実施中の全体写真

2 前項の規定に従い実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は日立商工会議所商業部会議員協議会において別に定める。